

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	出産・子育て応援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、出産・子育て応援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務																	
①事務の名称	出産・子育て応援給付金に関する事務																
②事務の概要	<p>「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長発)に基づき、妊婦及び子育て期の家庭に対し、経済的な支援と伴走型相談支援とを一体で実施し、安心して出産・子育てが出来る環境整備を推進します。</p> <p>【事務の概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 妊娠届出時に面談を実施し、申請により出産応援給付金として妊婦に対して、5万円を現金給付する。2 妊娠8ヶ月頃に郵送によるアンケートを実施し、必要に応じ面談等を実施する。3 出生届出後に面談を実施し、申請により子育て応援給付金として児1人に対して、5万円を現金給付する。 <p>【リスク対策の実施状況】</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <table><tr><td>① 特定個人情報の入手</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>② 特定個人情報の使用</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</td><td>【 無 】</td></tr><tr><td>④ 特定個人情報の提供・移転</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>⑥ 特定個人情報の保管・消去</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>⑦ 監査</td><td>【 有 】</td></tr><tr><td>⑧ 従業者に対する教育・啓発</td><td>【 有 】</td></tr></table>	① 特定個人情報の入手	【 有 】	② 特定個人情報の使用	【 有 】	③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】	④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】	⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】	⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】	⑦ 監査	【 有 】	⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】
① 特定個人情報の入手	【 有 】																
② 特定個人情報の使用	【 有 】																
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】																
④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】																
⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】																
⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】																
⑦ 監査	【 有 】																
⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】																
③システムの名称	1. 健康かるて 2. MICJET番号連携サーバ																
2. 特定個人情報ファイル名																	
出産・子育て応援給付金情報ファイル																	
3. 個人番号の利用																	
法令上の根拠	① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ② 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条																
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携																	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定																
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供の根拠】 なし																
5. 評価実施機関における担当部署																	
①部署	こども部 こども家庭課																
②所属長の役職名	課長																
6. 他の評価実施機関																	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求																	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ																	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

